

# 12

## 市の税金について

税金はコンビニエンスストア 銀行 スマートフォン決済アプリ (PayPayなど) などで払う期限までに払ってください

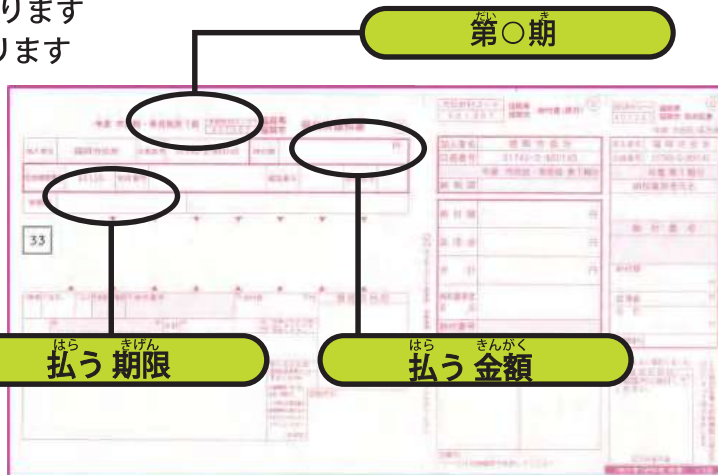
### 1

#### 市民税 / 県民税

- 1月1日から12月31日までの1年間で100万円を超える収入＜働いてもらったお金など＞がある人は次の年に税金を払う場合があります
- 年4回の払う期限までに払う必要があります



6月15日ごろに届きます



#### 払う期限

第1期  
6月30日

第2期  
8月31日

第3期  
10月31日

第4期  
1月31日

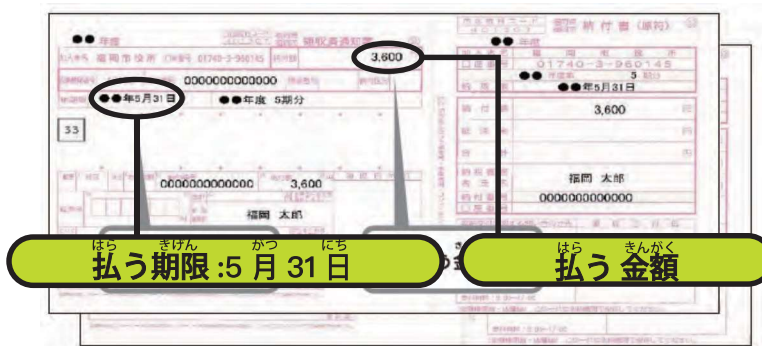
### 2

#### 軽自動車税

4月1日に原付バイクや軽自動車などを持っている人は税金を払います



5月10日ごろに届きます



東区課税課(市民税・県民税)

☎092-645-1026

窓口  
番号 40

財政局資産課税課(軽自動車税)

☎092-292-1604

# 13

## 税金の証明書

【在留期間を更新する時】

在留期間を更新＜期間を新しく延長すること＞ために  
出入国在留管理局に「個人市県民税課税・非課税証明書(所得証明書)や  
「納税証明書」を出すことができます

### 1

#### 個人市県民税課税・非課税証明書 (所得証明書)

- 個人市県民税の課税額や所得額などを証明
- ①・②の人は収入について申告してください
- ①会社が市に収入を報告していない人 ②収入が無かった人

### 2

#### 納税証明書＜税金を払ったことを証明する紙＞

- 市税の課税額＜払う必要のある額＞や納税額＜払った額＞などを証明
- 税金を払っていないと払っていない金額が書かれた証明書しかもらえません

# 14

## 市の税金を払えないとき

### 1

#### 支払えないときは

- 早めに連絡してください
- 支払も連絡もないと、財産（給料など）を調べたり差し押さえる＜給料などを使えないようにする＞ことがあります

### 2

#### 払う期限までに払わないと

- 在留期間を更新する時に必要な納税証明書をもらうことができません
- 延滞金＜支払いが遅くなった時に払わなければならないお金＞がかかる場合があります

市税情報ホームページ（外国人向け）



連絡先 | 東区納税課

092-645-1022

窓口番号：42